

公益財団法人石巻市芸術文化振興財団 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人石巻市芸術文化振興財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県石巻市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、石巻市において芸術文化の普及振興事業を展開することにより、創造性豊かで潤いのある明るい市民生活を形成し、併せて芸術文化活動を通じ、地域社会の活性化を図るとともに、広く芸術文化及び地域の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 芸術文化活動の普及振興に関する事業
- (2) コミュニティ活動の促進及び支援に関する事業
- (3) 芸術文化活動及びコミュニティ活動の推進を目的とした公共施設での管理運営に関する事業
- (4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、宮城県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分し、又は担保に供し、若しくは基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。
- 3 この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、基本財産によって生じた収入は、この法人の業務及び活動の費用に充てるものとする。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般的閲覧に供するものとする。
- 3 第1項の書類については、毎事業年度開始の日の前日までに宮城県知事に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の各号の書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第199条において準用される同法第129条及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第21条第2項の規定に基づき、主たる事務所に5年間備え置き、一般的閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般的閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - 4 前2項の書類（定款を除く。）については、認定法第22条の規定に基づき、毎事業年度終了後3箇月以内に宮城県知事に提出しなければならない。
 - 5 この法人は、第2項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。
- (公益目的取得財産残額の算定)
- 第9条 理事長は、認定法施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に、評議員5名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、法人法第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニまでに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、この法人の理事及び監事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を宮城県知事に届け出なければならない。

(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第13条 評議員に対して、各年度の総額が50万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の総額
- (4) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催することができる。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、評議員会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ること

なく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 理事が、評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があつたものとみなす。

5 理事が、評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び出席した評議員の中から選出された議事録署名人1名が記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上12名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他、法令で定める特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
 - 4 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
 - 5 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を宮城県知事に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

- 第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 専務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。
 - 4 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第24条 監事は、次の職務を行う。
- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
 - (2) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。
 - (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
 - (4) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
 - (5) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求すること。
 - (6) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定

時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 前各項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、退任した理事又は監事の残任期間とし、増員により選任された理事の任期は、現任者の任期が満了するときまでとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を、遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(役員の責任の一部免除)

第29条 この法人は、法人法第198条において準用される同法第111条第1項の規定による理事又は監事の損害賠償について、法人法第198条において準用される同法第114条その他法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議により、賠償責任額から法人法第198条において準用される同法第113条その他法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) この法人の業務の適正を確保するための体制の整備
- (6) 第29条に規定する役員の責任の一部免除

(招集)

第32条 理事会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、次条第3項第2号又は第4号の規定による請求があったときは、その請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、理事会の開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して、理事会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(種類及び開催)

第33条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 定例理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会の招集の請求があつたとき。
 - (3) 前号の規定による請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 法令の規定により監事から理事長に対し、理事会の招集の請求があつたとき。
 - (5) 前号の規定による請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、専務理事がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。
- 3 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。
- 4 前項の規定は、第23条第4項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長が理事会に出席しなかった場合は、出席した理事及び監事がこれに記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。
- 3 認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするときは、当該事項の変更につき、宮城県知事の認定を受けなければならない。
- 4 前項以外の変更を行ったときは、遅滞なく、その旨を宮城県知事に届け出なければならない。

(解散)

第38条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功的不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第39条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

(事務局)

第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局長以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第43条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第44条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 阿部和夫、大森信治郎、北村悦朗、木村均、境直彦
千葉信行、千葉美貴子、藤間勘惠（本名：今津千恵子）、毛利スミ子
監事 松川幸代、松川正

- 4 この法人の最初の理事長は北村悦朗、専務理事は千葉信行とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
伊藤和男、大谷尚文、高橋静子、樋口悦子、久道澄子、三浦頼子

公益財団法人石巻市芸術文化振興財団 役員名簿

令和4年3月31日現在

役職名	氏 名	職業及び役職等	任 期
理事長 (代表理事)	阿 部 和 夫	映画『宮城からの報告－こども・学校・地域』製作委員会代表	R3.6.22～ R5 定時評議員会
専務理事 (業務執行理事)	千 葉 信 行	公益財団法人石巻市芸術文化振興財団 専務理事	R3.6.22～ R5 定時評議員会
理 事	佐 藤 由 美	石巻市教育委員会事務局長	R3.6.22～ R5 定時評議員会
理 事	大 森 信治郎	聖和学園短期大学講師 大もり屋本店代表取締役	R3.6.22～ R5 定時評議員会
理 事	木 村 均	劇団夢回帰船事務局長	R3.6.22～ R5 定時評議員会
理 事	武 内 宏 之	元石巻日日新聞社常務取締役兼報道部長	R3.6.22～ R5 定時評議員会
理 事	千 葉 美貴子	石巻少年少女合唱隊隊長	R3.6.22～ R5 定時評議員会
理 事	毛 利 スミ子	母なる北上川を愛する女性の会会長	R3.6.22～ R5 定時評議員会
理 事	山 田 元 郎	石巻シティウインドアンサンブル団長 矢本はなぶさ幼稚園園長	R3.6.22～ R5 定時評議員会
監 事	松 川 幸 代	税理士・行政書士	R3.6.22～ R5 定時評議員会
監 事	阿 部 伸 一	石巻信用金庫支店長	R3.6.22～ R5 定時評議員会

令和3年度事業報告

I 芸術文化活動の普及振興事業（公益目的事業）

1 公演鑑賞事業

①【複合文化施設こけら落とし公演】

宮川彬良×ぱんだウインドオーケストラ

エモいぜ！昭和っ！ナウいぜ！昭和あ～

日 時 令和3年4月29日（木・祝） 午後2時開演

会 場 複合文化施設 大ホール ／ 入場者数 319名

入場料 全席指定 S席 一般3,000円／高校以下1,500円

A席 一般2,000円／高校以下1,000円

車椅子席 一般2,000円／高校以下1,000円

（当日500円増）

②山形交響楽団メンバーによる金管五重奏

日 時 令和3年5月18日（火） 午後6時30分開演

会 場 複合文化施設 大ホールロビー ／ 入場者数 120名

入場料 無料

③劇団「O i B o k k e S h i」主宰 菅原直樹講演会

「老いと演劇～認知症の人と”いま・ここ“を楽しむ～」

日 時 令和3年6月27日（日） 午後2時開演

会 場 複合文化施設 小ホール ／ 入場者数 66名

入場料 無料（整理券）

④仮面ライダースーパーライブ2021 ※KHB東日本放送共催

日 時 令和3年7月11日（日）

（1回目）午前10時開演 ／ 入場者数 555名

（2回目）午後 1時開演 ／ 入場者数 519名

（3回目）午後 4時開演 ／ 入場者数 562名

会 場 複合文化施設 大ホール

入場料 全席指定 3,300円（当日500円増）

⑤航空自衛隊航空中央音楽隊 石巻演奏会

日 時 令和3年7月18日（日） 午後2時開演

会 場 複合文化施設 大ホール ／ 入場者数 565名

入場料 無料（往復ハガキ応募）

⑥【複合文化施設開館記念事業】

萌江ちゃんと行くバックスステージツアー ※複合文化施設見学ツアー

開催日	時間	参加者計
令和3年 7月25日(日)	11:00	16名
	15:00	17名
8月12日(木)	15:00	15名
	19:00	13名
11月20日(土)	19:00	17名
11月21日(日)	19:00	20名
令和4年 3月20日(日)	19:00	9名
3月31日(木)	15:00	13名
	19:00	12名
参加者計		132名

会場 複合文化施設 大ホールほか

参加料 無料

⑦日本とドイツ・絆コンサート ※石巻専修大学共催

日時 令和3年8月17日(火) 午後6時30分開演

会場 複合文化施設 小ホール ／ 入場者数 62名

入場料 無料

⑧月明りコンサート2021

霧生貴之(トランペット) & 浅井美紀(パイプオルガン)

日時 令和3年9月27日(月) 午後6時30分開演

会場 遊楽館 コモレビフォーラム ／ 入場者数 73名

入場料 無料(往復ハガキ応募)

⑨【複合文化施設開館記念事業】

劇団四季ファミリーミュージカル「はじまりの樹の神話」 ※劇団四季等共催

日時 令和3年10月8日(金) 午後6時30分開演

会場 複合文化施設 大ホール ／ 入場者数 501名

入場料 全席指定 S席 大人5,500円／小学生以下3,300円
A席 大人3,300円／小学生以下2,200円

⑩第36回石巻市美術展 ※石巻市・石巻市教育委員会共催

日時 令和3年10月23日(土)～30日(土) 8日間

会場 複合文化施設 小ホールほか ／ 観覧者数 1,961名

入場料 無料

⑪【複合文化施設開館記念事業】

くすぐるぞ！大人の知的好奇心!! 3回シリーズ

ア) 茂山千五郎家「お豆腐狂言」

日 時 令和3年10月30日（土） 午後2時開演

会 場 複合文化施設 大ホール ／ 入場者数 133名

イ) 山崎バニラ「活弁大絵巻」

日 時 令和4年1月16日（日） 午後2時開演

会 場 複合文化施設 大ホール ／ 入場者数 88名

ウ) 宮川彬良「童謡・唱歌の深読み」

日 時 令和4年2月13日（日） 午後2時開演

会 場 複合文化施設 小ホール ／ 入場者数 122名

入場料 1公演あたり 一般3,000円／高校以下1,500円

車椅子1,500円（当日500円増）

一般セット券 2公演セット5,000円

3公演セット7,000円

⑫遊楽館ロビーコンサート ハイクラッド（ヴァイオリン＆ギターデュオ）

日 時 令和3年11月6日（土） 午後6時30分開演

会 場 遊楽館 コモレビフォーラム ／ 入場者数 65名

入場料 無料（往復ハガキ応募）

⑬仙台フィルハーモニー管弦楽団メンバーによる弦楽三重奏

日 時 令和3年11月11日（木） 午後6時30分開演

会 場 複合文化施設 大ホールロビー ／ 入場者数 82名

入場料 無料

⑭【複合文化施設開館記念事業】

仙台フィル＆山響合同演奏会 ※仙台フィル共催

～林家たい平師匠とオーケストラを楽しむ～

日 時 令和3年11月27日（土） 午後3時開演

会 場 複合文化施設 大ホール ／ 入場者数 815名

入場料 全席指定 S席4,000円／S席ユース2,000円

A席3,500円／A席ユース1,500円

⑮よみがえる1951 ※特定非営利活動法人石巻アーカイブ共催

～米軍医G.バトラー大尉が撮った70年前の石巻地方～

日 時 令和3年11月27日（土）～12月26日（日） 26日間

会 場 複合文化施設 市民ギャラリー ／ 入場者数 1,901名

入場料 無料

⑯【複合文化施設開館記念事業】

まきあーとノエル（クリスマス室内楽コンサート）
ヴァイオリン：磯絵里子／ファゴット：井上俊次／ピアノ：中川賢一
日 時 令和3年12月2日（木）午後7時開演
会 場 複合文化施設 小ホール／入場者数 112名
入場料 全席自由 一般1,500円／高校以下500円（当日300円増）

⑰【複合文化施設開館記念事業】

小曾根真60TH BIRTHDAY SOLO「OZONE 60」
日 時 令和3年12月18日（土）午後2時開演
会 場 複合文化施設 大ホール／入場者数 304名
入場料 全席指定 一般3,500円／高校以下1,500円
車椅子1,500円（当日500円増）

⑯【複合文化施設開館記念事業】

笑いイチ in 石巻（出演）サンドウィッシュマン／カミナリ／永野 ほか
日 時 令和4年1月23日（日）
（1回目）正午開演／入場者数 727名
（2回目）午後4時開演／入場者数 734名
会 場 複合文化施設 大ホール
入場料 全席指定 3,800円（当日500円増）

⑯【複合文化施設開館記念事業】

東京都交響楽団演奏会
指揮：原田慶太楼／ピアノ：小曾根真／サクソフォン：上野耕平
日 時 令和4年2月6日（日）午後2時開演
会 場 複合文化施設 大ホール／入場者数 495名
入場料 全席指定 S席 一般4,000円／高校以下2,000円
A席 一般3,000円／高校以下1,500円
オープニングイヤーシート1,000円
(当日500円増)

⑳【市民参加型事業】

第2回石コレ～輝く私は60カラット～（シニアファッションショー）
日 時 令和4年3月19日（土）午後1時開演
会 場 複合文化施設 大ホール／入場者数 212名
入場料 無料（整理券）

◎新型コロナウイルス感染症拡大防止のため及び出演者の疾病により中止または延期
とした事業

ア) 中止した事業

- ・演劇「ハリネズミ」
- ・テツ and トモ なんでだろうサイエンス&マジックショー

イ) 延期した事業

- ・ケロポンズ ファミリーコンサート
- ・NES BAND ライブ
- ・市民参加型事業

老いと演劇 劇団「O i B o k k e S h i」演劇ワークショップ

宮川彬良 吹奏楽コンサート

■決算額 収 益 35,796,476円
費 用 49,832,958円

2 移動鑑賞事業

複合文化施設開館記念事業開催のため計画なし

■決算額 収 益 0円
費 用 0円

3 育成事業

①ホールボランティア育成講座

日 時 令和3年4月18日（日）
会 場 複合文化施設 大ホール ／ 参加者数 17名
参加料 無料

②パイプオルガン体験教室

日 時 令和3年10月24日（日）
会 場 遊楽館 コモレビフォーラム ／ 参加者数 5名

③学校アウトリーチ事業

日 程	開演	学 校 名	人 数	アーティスト
12月1日（水）	10:40	大原小学校 全校	15名	磯絵里子（ヴァイオリン） 井上俊次（ファゴット） 中川賢一（ピアノ）
	13:30	牡鹿中学校 全校	18名	
12月3日（金）	10:50	釜小学校 6年生	51名	ポールエム（ピアノ）
	14:05	広渕小学校 5・6年生	61名	
12月17日（金）	10:45	鹿又小学校 3・4年生	103名	ポールエム（ピアノ）
	13:20	和渕小学校 全校	89名	
参加人数合計			337名	

④大人フォトコンテスト「見つけだ！」

日 時 令和4年2月4日（金）～20日（日） 15日間
会 場 複合文化施設 市民ギャラリー ／ 観覧者数302名（出展数35）

観覧料 無料

⑤パイプオルガンフリーアンサンブル（1人30分内の自由演奏）

開催日 令和3年10月～令和4年3月 11日間

会場 遊楽館 コモレビフォーラム / 参加者数 1団体+86名

参加料 無料

■決算額 収 益 0円

支 出 1,572,445円

4 公共施設での管理運営事業

①複合文化施設指定管理業務

(1) 施設利用者状況 開館日数306日 ※大・小ホールは6月1日より供用

施設名	貸館利用者数		個人利用者数	利用者数合計
	件数	利用者数		
大ホール	98	29,031	—	29,031
大ホールホワイエ	1	120	—	120
中ホール	33	5,411	—	5,411
小ホール	122	8,214	—	8,214
小ホールホワイエ	5	140	—	140
楽屋・控室	1,163	3,827	—	3,827
研修室	520	7,002	—	7,002
和室	62	550	—	550
活動室	399	1,678	—	1,678
市民ギャラリー	191	39,513	—	39,513
アトリエ	120	1,570	—	1,570
創作室	35	225	12	237
資料閲覧室	—	—	994	994
合計	2,749	97,281	1006	98,287

(2) 博物館利用者状況（令和3年11月3日オープン）

【常設展観覧者数】

	一般	高校生	小中学生	未就学児	合計
個人	957	10	55	—	1,026
団体	60	0	0	—	61
無料	2,568	12	49	31	2,655
合計	3,585	22	104	31	3,742

【企画展観覧者数】

	一 般	高 校 生	小 中 学 生	未 就 学 児	合 計
個 人	1,526	12	38	—	1,576
団 体	44	0	0	—	44
無 料	806	0	6	17	829
合 計	2,376	12	44	17	2,449

②河北総合センター指定管理業務

(1) 施設利用者状況 開館日数308日

施設名	貸館利用者数		個人利用者数	利用者数合計
	件 数	利 用 者 数		
ホール・集会所等	232	11,191	—	11,191
アリーナ	421	18,801	3,948	22,749
トレーニング室	—	—	1,517	1,517
柔剣道場	244	15,791	281	16,072
和室	304	2,967	5	2,972
会議室等	580	9,364	—	9,364
美術工作室	111	1,247	27	1,274
その他・実習室等	39	447	—	447
合 計	1,931	59,808	5,778	65,586
前年比	17%増	53%増	30%増	50%増

③遊楽館指定管理業務

(1) 施設利用者状況 開館日数307日

施設名	貸館利用者数		個人利用者数	利用者数合計
	件 数	利 用 者 数		
ホ ー ル 等	585	13,785	—	13,785
アリーナ	706	15,390	3,456	18,846
トレーニング室	—	—	1,929	1,929
和室	10	258	—	258
会議室等	287	6,546	—	6,546
その他・実習室等	249	2,083	—	2,083
合 計	1,837	38,062	5,385	43,447
前年比	31%増	28%増	15%増	26%増

■決算額 収 益 18, 868, 306円
費 用 210, 366, 381円

■「公益目的事業1」の共通の収益及び人件費等の配賦した経費の決算額
収 益 287, 838, 326円
費 用 96, 044, 361円

II 公共施設での管理運営事業（収益事業）

1 公共施設での管理運営事業（公益目的に該当しない事業）

【概要】指定管理業務のうち、事業目的が芸術文化の普及振興に該当しない事業

- ①複合文化施設指定管理業務
- ②河北総合センター指定管理業務
- ③遊楽館指定管理業務

■決算額 収 益 9, 213, 978円
費 用 107, 215, 303円

2 施設利用者への各種サービス

- ①受託チケットの販売
- ②コピー使用、FAX送信サービス

■決算額 収 益 462, 313円
費 用 0円

■「収益事業1」の共通の収益、人件費等の配賦した経費の決算額

収 益 130, 117, 265円
費 用 25, 197, 074円

III 一般事務事業（法人管理）

1 評議員会に関する事項

開催年月日	議事事項	
(定時) 令和3年6月22日	第1号議案 第2号議案 第3号議案	令和2年度決算書類の承認について 役員の選任について 評議員の選任について

2 理事会に関する事項

開催年月日	議事事項	
(第1回定例) 令和3年5月30日	第1号議案 第2号議案 第3号議案 第4号議案 第5号議案	令和2年度事業報告について 令和2年度収支決算について 法人印規程の一部改正について 役員候補者の選任について 定時評議員会の招集について
(第1回臨時) 書面表決 令和3年6月22日	第6号議案 第7号議案	代表理事（理事長）の選定について 業務執行理事（専務理事）の選定について
(第2回定例) 令和4年3月16日	第8号議案 第9号議案 第10号議案	令和3年度収支予算の変更について 令和4年度事業計画について 令和4年度収支予算について

3 登記に関する事項

登記原因年月日	登記事項	登記年月日
令和3年6月22日	評議員、理事、代表理事及び監事の変更	令和3年6月30日

4 行政庁への届出等に関する事項

届出年月日	届出事項
令和3年6月29日	令和2年度事業報告等に係る提出書
令和3年7月16日	評議員及び役員の改選に伴う変更届出書
令和4年3月24日	令和4年度事業計画書等に係る提出書

5 役員等に関する事項

(令和4年3月31日現在)

役職名	人數	氏名	備考
理事長	9名	阿部 和夫	令和3年6月22日 重任
専務理事		千葉 信行	令和3年6月22日 重任
理 事		大森 信治郎	令和3年6月22日 重任
		木村 均	令和3年6月22日 重任
		佐藤 由美	令和3年6月22日 就任
		武内 宏之	令和3年6月22日 重任
		千葉 美貴子	令和3年6月22日 重任
		毛利 スミ子	令和3年6月22日 重任
		山田 元郎	令和3年6月22日 重任
監 事	2名	松川 幸代	令和3年6月22日 重任
		阿部 伸一	令和3年6月22日 就任
評議員	5名	伊藤 和男	令和3年6月22日 重任
		大谷 尚文	令和3年6月22日 重任
		高橋 静子	令和3年6月22日 重任
		久道 澄子	令和3年6月22日 重任
		三浦 賴子	令和3年6月22日 重任

6 職員に関する事項

(令和4年3月31日現在)

職名	人數	備考
事務局長	1名	複合文化施設支配人 兼務
事務局次長	1名	複合文化施設副支配人 兼務
課長	3名	
施設長	2名	嘱託職員
主任兼施設長補佐	2名	
事務局職員	5名	
契約職員	10名	
嘱託職員	3名	
臨時職員	3名	
計	30名	正規職員12名 契約職員10名 嘱託職員5名 臨時職員3名

■決算額 収益 16,906,010円

費用 15,929,356円

※費用に人件費等の共通経費を配賦

事業報告の附属明細書について

令和3年度事業報告には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないため作成しない。

令和3年度決算報告
正味財産増減計算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	900,356	900,363	△ 7
基本財産受取利息	900,356	900,363	△ 7
特定資産運用益	304	295	9
特定資産受取利息	304	295	9
事業収益	462,147,474	238,754,694	223,392,780
芸術文化事業収益	38,458,989	17,564,241	20,894,748
入場料等収益	10,944,500	1,818,500	9,126,000
芸術文化事業受託収益	24,365,313	15,648,331	8,716,982
共催事業収益	3,068,565	0	3,068,565
受取販売手数料	79,951	1,660	78,291
雑収益	660	95,750	△ 95,090
指定管理事業収益	423,688,485	221,190,453	202,498,032
河北総合センター指定管理事業	68,964,000	81,940,887	△ 12,976,887
遊楽館指定管理事業	81,572,000	95,821,546	△ 14,249,546
複合文化施設指定管理事業	273,152,485	43,428,020	229,724,465
受取利用料金	23,630,960	6,325,260	17,305,700
河北総合センター利用料金	4,224,790	2,887,210	1,337,580
遊楽館利用料金	4,518,920	3,438,050	1,080,870
複合文化施設利用料金	14,887,250	0	14,887,250
受取補助金等	7,508,000	0	7,508,000
受取地方公共団体補助金（石巻市）	4,800,000	0	4,800,000
受取芸術文化助成金	2,708,000	0	2,708,000
受取寄付金	100,000	0	100,000
受取寄付金	100,000	0	100,000
雑収益	4,915,580	1,350,869	3,564,711
雑収益	4,915,580	1,350,869	3,564,711
経常収益計	499,202,674	247,331,481	251,871,193
(2) 経常費用			
事業費	490,228,522	236,942,158	253,286,364
報酬	753,600	753,600	0
給料	61,118,280	48,946,126	12,172,154
手当	21,134,014	16,789,372	4,344,642
賞与引当金繰入額	5,449,320	4,506,800	942,520
退職給付費用	637,588	1,176,880	△ 539,292
福利厚生費	15,522,348	12,507,693	3,014,655
賃金	3,104,485	908,010	2,196,475
諸謝金	677,000	548,000	129,000
旅費交通費	2,039,750	1,333,500	706,250
減価償却費	215,363	542,525	△ 327,162
食糧費	709,811	395,169	314,642
消耗品費	4,216,005	2,025,526	2,190,479
燃料費	9,093,649	6,102,686	2,990,963
印刷製本費	2,646,262	1,211,306	1,434,956
光熱水料費	101,002,220	43,118,082	57,884,138
修繕費	2,135,212	2,076,777	58,435
通信運搬費	1,591,656	869,058	722,598

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
消耗什器備品費	75,020	344,564	△ 269,544
手数料	2,715,394	1,573,147	1,142,247
広告料	2,357,300	1,058,200	1,299,100
保険料	937,232	805,430	131,802
委託費	226,564,028	77,180,342	149,383,686
使用料	1,349,218	1,112,356	236,862
借上料	7,145,246	2,633,890	4,511,356
支払負担金	6,692,468	56,000	6,636,468
租税公課	10,249,122	8,323,115	1,926,007
雜費	96,931	44,004	52,927
管理費	15,929,356	19,634,022	△ 3,704,666
報酬	1,976,400	1,579,400	397,000
給料	6,790,920	4,906,768	1,884,152
手当	2,337,691	1,607,295	730,396
賞与引当金繰入額	605,480	500,756	104,724
退職給付費用	70,843	130,764	△ 59,921
福利厚生費	2,137,805	1,599,537	538,268
賃金	101,790	100,890	900
交際費	2,000	34,000	△ 32,000
旅費交通費	84,016	111,370	△ 27,354
減価償却費	101,500	153,431	△ 51,931
食糧費	2,224	1,008	1,216
消耗品費	82,372	186,147	△ 103,775
燃料費	1,696	1,480	216
印刷製本費	65,857	633,952	△ 568,095
修繕費	8,958	7,656	1,302
通信運搬費	128,744	87,001	41,743
消耗什器備品費	0	4,796	△ 4,796
手数料	177,604	284,926	△ 107,322
広告料	0	38,500	△ 38,500
保険料	24,178	22,980	1,198
委託費	908,146	7,064,062	△ 6,155,916
借上料	34,254	115,060	△ 80,806
支払負担金	18,000	13,500	4,500
租税公課	211,978	444,385	△ 232,407
雜費	56,900	4,358	52,542
経常費用計	506,157,878	256,576,180	249,581,698
当期経常増減額	△ 6,955,204	△ 9,244,699	2,289,495
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 6,955,204	△ 9,244,699	2,289,495
法人税、住民税及び事業税	274,200	72,000	202,200
当期一般正味財産増減額	△ 7,229,404	△ 9,316,699	2,087,295
一般正味財産期首残高	70,544,846	79,861,545	△ 9,316,699
一般正味財産期末残高	63,315,442	70,544,846	△ 7,229,404

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	908,536	908,543	△ 7
基本財産受取利息	908,536	908,543	△ 7
一般正味財産への振替額	△ 900,356	△ 900,363	7
一般正味財産への振替額	△ 900,356	△ 900,363	7
当期指定正味財産増減額	8,180	8,180	0
指定正味財産期首残高	101,123,620	101,115,440	8,180
指定正味財産期末残高	101,131,800	101,123,620	8,180
III 正味財産期末残高	164,447,242	171,668,466	△ 7,221,224

正味財産増減計算書内訳表

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計 施設管理事業等	法人会計	内部取引 等消去	合 計
	芸術文化事業	共 通	小 計				
I 一般正味財産増減の部							
1. 経常増減の部							
(1) 経常収益							
基本財産運用益	0	0	0	900, 356	0	900, 356	
基本財産受取利息	0	0	0	900, 356	0	900, 356	
特定資産運用益	0	0	0	304	0	304	
特定資産受取利息	0	0	0	304	0	304	
事業収益	320, 824, 914	0	320, 824, 914	130, 117, 265	11, 205, 295	0	462, 147, 474
芸術文化事業収益	38, 458, 989	0	38, 458, 989	0	0	0	38, 458, 989
入場料等収益	10, 944, 500	0	10, 944, 500	0	0	0	10, 944, 500
芸術文化事業受託収益	24, 365, 313	0	24, 365, 313	0	0	0	24, 365, 313
共催事業収益	3, 068, 565	0	3, 068, 565	0	0	0	3, 068, 565
受取販売手数料	79, 951	0	79, 951	0	0	0	79, 951
雑収益	660	0	660	0	0	0	660
指定管理事業収益	282, 365, 925	0	282, 365, 925	130, 117, 265	11, 205, 295	0	423, 688, 485
河北総合センター指定管理事業	45, 516, 240	0	45, 516, 240	22, 068, 480	1, 379, 280	0	68, 964, 000
遊楽館指定管理事業	53, 837, 520	0	53, 837, 520	26, 103, 040	1, 631, 440	0	81, 572, 000
複合文化施設指定管理事業	183, 012, 165	0	183, 012, 165	81, 945, 745	8, 194, 575	0	273, 152, 485
受取利用料金	15, 932, 082	0	15, 932, 082	7, 698, 878	0	0	23, 630, 960
河北総合センター利用料金	2, 769, 268	0	2, 769, 268	1, 455, 522	0	0	4, 224, 790
遊楽館利用料金	2, 976, 884	0	2, 976, 884	1, 542, 036	0	0	4, 518, 920
複合文化施設利用料金	10, 185, 930	0	10, 185, 930	4, 701, 320	0	0	14, 887, 250
受取補助金等	2, 708, 000	0	2, 708, 000	0	4, 800, 000	0	7, 508, 000
受取芸術文化助成金	2, 708, 000	0	2, 708, 000	0	0	0	4, 800, 000
受取寄付金	100, 000	0	100, 000	0	0	0	100, 000
受取芸術文化助成金	100, 000	0	100, 000	0	0	0	100, 000
受取寄付金	2, 938, 112	0	2, 938, 112	1, 977, 413	55	0	4, 915, 580
受取寄付金	2, 938, 112	0	2, 938, 112	1, 977, 413	55	0	4, 915, 580
雑収益	342, 503, 108	0	342, 503, 108	139, 793, 556	16, 906, 010	0	499, 202, 674
経常収益計							

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計 施設管理事業等	法人会計	内部取引 等消去	合 計
	芸術文化事業 其 通	小 計					
(2) 経常費用							
事業費							
報酬	357,816,145	0	357,816,145	132,412,377	0	0	490,228,522
給料	715,920	0	715,920	37,680	0	0	753,600
手当	48,215,532	0	48,215,532	12,902,748	0	0	61,118,280
賞与引当金繰入額	16,692,402	0	16,692,402	4,441,612	0	0	21,134,014
退職給付費用	4,298,908	0	4,298,908	1,150,412	0	0	5,449,320
福利厚生費	502,986	0	502,986	134,602	0	0	637,588
賃金	12,408,560	0	12,408,560	3,113,788	0	0	15,522,348
諸謝金	2,911,084	0	2,911,084	193,401	0	0	3,104,485
旅費交通費	677,000	0	677,000	0	0	0	677,000
減価償却費	2,039,750	0	2,039,750	0	0	0	2,039,750
食糧費	192,793	0	192,793	22,570	0	0	215,363
消耗品費	709,811	0	709,811	0	0	0	709,811
燃料費	2,921,590	0	2,921,590	1,294,415	0	0	4,216,005
印刷製本費	6,003,776	0	6,003,776	3,089,873	0	0	9,093,649
光熱水料費	2,537,707	0	2,537,707	108,555	0	0	2,646,262
修繕費	66,661,465	0	66,661,465	34,340,755	0	0	101,002,220
通信運搬費	1,419,631	0	1,419,631	715,581	0	0	2,135,212
消耗什器備品費	1,161,786	0	1,161,786	429,870	0	0	1,591,656
手数料	49,513	0	49,513	25,507	0	0	75,020
広告料	2,568,878	0	2,568,878	146,516	0	0	2,715,394
保険料	2,357,300	0	2,357,300	0	0	0	2,357,300
委託費	646,620	0	646,620	290,612	0	0	937,232
使用料	162,313,949	0	162,313,949	64,250,079	0	0	226,564,028
借上料	914,225	0	914,225	434,993	0	0	1,349,218
支払負担金	4,905,877	0	4,905,877	2,239,369	0	0	7,145,246
租税公課	6,663,908	0	6,663,908	28,560	0	0	6,692,468
雜費	7,228,243	0	7,228,243	3,020,879	0	0	10,249,122
管理費	96,931	0	96,931	0	0	0	96,931
報酬	0	0	0	15,929,356	0	0	15,929,356
	0	0	0	1,976,400	0	0	1,976,400

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計 施設管理事業等	法人会計	内部取引 等消去	合 計
	芸術文化事業	共通	小計				
給料	0	0	0	0	6,790,920	0	6,790,920
手当	0	0	0	0	2,337,691	0	2,337,691
賞与引当金繰入額	0	0	0	0	605,480	0	605,480
退職給付費用	0	0	0	0	70,843	0	70,843
福利厚生費	0	0	0	0	2,137,805	0	2,137,805
賃金	0	0	0	0	101,790	0	101,790
交際費	0	0	0	0	2,000	0	2,000
旅費交通費	0	0	0	0	84,016	0	84,016
減価償却費	0	0	0	0	101,500	0	101,500
食糧費	0	0	0	0	2,224	0	2,224
消耗品費	0	0	0	0	82,372	0	82,372
燃料費	0	0	0	0	1,696	0	1,696
印刷製本費	0	0	0	0	65,857	0	65,857
修繕費	0	0	0	0	8,958	0	8,958
通信運搬費	0	0	0	0	128,744	0	128,744
消耗什器備品費	0	0	0	0	0	0	0
手数料	0	0	0	0	177,604	0	177,604
広告料	0	0	0	0	0	0	0
保険料	0	0	0	0	24,178	0	24,178
委託費	0	0	0	0	908,146	0	908,146
借上料	0	0	0	0	34,254	0	34,254
支払負担金	0	0	0	0	18,000	0	18,000
租税公課	0	0	0	0	211,978	0	211,978
雑費	0	0	0	0	56,900	0	56,900
経常費用計	357,816,145	0	357,816,145	132,412,377	15,929,356	0	506,157,878
△ 15,313,037	0	△ 15,313,037	7,381,179	976,654	0	△ 6,955,204	
2 経常外増減の部							
(1) 経常外収益						0	0
経常外費用計						0	0
(2) 経常外費用						0	0
経常外費用計						0	0

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計 施設管理事業等	法人会計	内部取引 等消去	合 計
	芸術文化事業	共通	小、計				
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 15,313,037	0	△ 15,313,037	7,381,179	976,654	0	△ 6,955,204
他会計振替額	0	3,690,590	3,690,590	△ 3,690,590	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 15,313,037	3,690,590	△ 11,622,447	3,690,589	976,654	0	△ 6,955,204
法人税、住民税及び事業税	0	0	0	0	274,200	0	274,200
当期一般正味財産増減額	△ 15,313,037	3,690,590	△ 11,622,447	3,690,589	702,454	0	△ 7,229,404
一般正味財産期首残高	△ 71,580,897	54,476,338	△ 17,104,559	54,476,335	33,173,070	0	70,544,846
一般正味財産期末残高	△ 86,893,934	58,166,928	△ 28,727,006	58,166,924	33,875,524	0	63,315,442
II 指定正味財産増減の部							
基本財産運用益	0	0	0	0	908,536	0	908,536
基本財産受取利息	0	0	0	0	908,536	0	908,536
一般正味財産への振替額	0	0	0	0	△ 900,356	0	△ 900,356
一般正味財産への振替額	0	0	0	0	△ 900,356	0	△ 900,356
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	8,180	0	8,180
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	101,123,620	0	101,123,620
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	101,131,800	0	101,131,800
III 正味財産期末残高	△ 86,893,934	58,166,928	△ 28,727,006	58,166,924	135,007,324	0	164,447,242

貸借対照表

令和4年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	364,701	294,720	69,981
当座預金	84,931,695	78,524,946	6,406,749
普通預金	3,107,350	734,420	2,372,930
未収金	2,790,419	8,700,368	△ 5,909,949
前渡金	17,600	0	17,600
流動資産合計	91,211,765	88,254,454	2,957,311
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	31,140,000	31,140,000	0
投資有価証券	89,991,800	89,983,620	8,180
基本財産合計	121,131,800	121,123,620	8,180
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	21,676,076	20,967,645	708,431
複合文化施設オープント費用積立資産	3,699,114	10,000,000	△ 6,300,886
特定資産合計	25,375,190	30,967,645	△ 5,592,455
(3) その他固定資産			
車両運搬具	3	198,644	△ 198,641
什器備品	3	66,385	△ 66,382
ソフトウェア	99,360	151,200	△ 51,840
預託金	29,880	29,880	0
その他固定資産合計	129,246	446,109	△ 316,863
固定資産合計	146,636,236	152,537,374	△ 5,901,138
資産合計	237,848,001	240,791,828	△ 2,943,827
II 負債の部			
1. 流動負債			
事業費・管理費未払金	36,488,557	31,318,676	5,169,881
未払法人税等	274,200	72,000	202,200
未払消費税等	3,839,800	2,237,700	1,602,100
前受金	593,000	73,000	520,000
預り金	4,474,326	9,446,785	△ 4,972,459
賞与引当金	6,054,800	5,007,556	1,047,244
流動負債合計	51,724,683	48,155,717	3,568,966
2. 固定負債			
退職給付引当金	21,676,076	20,967,645	708,431
固定負債合計	21,676,076	20,967,645	708,431
負債合計	73,400,759	69,123,362	4,277,397
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄附金	101,131,800	101,123,620	8,180
指定正味財産合計	101,131,800	101,123,620	8,180
(うち基本財産への充当額)	(101,131,800)	(101,123,620)	(8,180)
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	63,315,442	70,544,846	△ 7,229,404
(うち特定資産への充当額)	(20,000,000)	(20,000,000)	(0)
正味財産合計	(3,699,114)	(10,000,000)	(△ 6,300,886)
負債及び正味財産合計	164,447,242	171,668,466	△ 7,221,224
	237,848,001	240,791,828	△ 2,943,827

貸借対照表内訳表

令和4年3月31日現在

(単位:円)

科 目	公益目的 事業会計	収益事業 等会計	法人会計	内部取引 等消去	合 計
I 資産の部					
1. 流動資産					
現金	140,260	31,141	193,300	0	364,701
当座預金	△ 2,792,254	71,934,593	15,789,356	0	84,931,695
普通預金	2,016,719	1,090,631	0	0	3,107,350
未収金	2,744,939	18,231	27,249	0	2,790,419
前渡金	0	0	17,600	0	17,600
流動資産合計	2,109,664	73,074,596	16,027,505	0	91,211,765
2. 固定資産					
(1) 基本財産					
定期預金	0	0	31,140,000	0	31,140,000
投資有価証券	0	0	89,991,800	0	89,991,800
基本財産合計	0	0	121,131,800	0	121,131,800
(2) 特定資産					
退職給付引当資産	2,643,228	685,634	18,347,214	0	21,676,076
複合文化施設オープンイベント	3,699,114	0	0	0	3,699,114
費用積立資産					
特定資産合計	6,342,342	685,634	18,347,214	0	25,375,190
(3) その他固定資産					
車両運搬具	0	0	3	0	3
什器備品	3	0	0	0	3
ソフトウエア	0	0	99,360	0	99,360
預託金	0	0	29,880	0	29,880
その他固定資産合計	3	0	129,243	0	129,243
固定資産合計	6,342,345	685,634	139,608,257	0	146,636,236
資産合計	8,452,009	73,760,230	155,635,762	0	237,848,001
II 負債の部					
1. 流動負債					
事業費・管理費未払金	23,983,418	11,294,398	1,210,741	0	36,488,557
未払法人税等	0	0	274,200	0	274,200
未払消費税等	2,649,462	1,113,542	76,796	0	3,839,800
前受金	593,000	0	0	0	593,000
預り金	3,010,999	1,349,320	114,007	0	4,474,326
賞与引当金	4,298,908	1,150,412	605,480	0	6,054,800
流動負債合計	34,535,787	14,907,672	2,281,224	0	51,724,683
2. 固定負債					
退職給付引当金	2,643,228	685,634	18,347,214	0	21,676,076
固定負債合計	2,643,228	685,634	18,347,214	0	21,676,076
負債合計	37,179,015	15,593,306	20,628,438	0	73,400,759
III 正味財産の部					
1. 指定正味財産					
寄附金	0	0	101,131,800	0	101,131,800
指定正味財産合計	0	0	101,131,800	0	101,131,800
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(101,131,800)	(0)	(101,131,800)
2. 一般正味財産					
(うち基本財産への充当額)	△ 28,727,006	58,166,924	33,875,524	0	63,315,442
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(20,000,000)	(0)	(20,000,000)
正味財産合計	(3,699,114)	(0)	(0)	(0)	(3,699,114)
負債及び正味財産合計	△ 28,727,006	58,166,924	135,007,324	0	164,447,242
	8,452,009	73,760,230	155,635,762	0	237,848,001

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券・・・償却原価法（定額法）によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

車両運搬具・・・定率法によっている。

什器備品・・・定率法によっている。

ソフトウェア・・・定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金・・・職員の退職給付に備えるため、当期末における自己都合要支給額を計上している。

賞与引当金・・・職員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する金額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額並びにその残高

基本財産及び特定資産の増減額並びにその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	31,140,000	0	0	31,140,000
投資有価証券	89,983,620	8,180	0	89,991,800
小 計	121,123,620	8,180	0	121,131,800
特定資産				
退職給付引当資産	20,967,645	708,431	0	21,676,076
複合文化施設オーナメント	10,000,000	2,000,000	8,300,886	3,699,114
費用積立資産				
小 計	30,967,645	2,708,431	8,300,886	25,375,190
合 計	152,091,265	2,716,611	8,300,886	146,506,990

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
定期預金	31,140,000	(11,140,000)	(20,000,000)	-
投資有価証券	89,991,800	(89,991,800)	-	-
小 計	121,131,800	(101,131,800)	(20,000,000)	-
特定資産				
退職給付引当資産	21,676,076	-	-	(21,676,076)
複合文化施設オーナメント	3,699,114	(0)	(3,699,114)	-
費用積立資産				
小 計	25,375,190	(0)	(3,699,114)	(21,676,076)
合 計	146,506,990	(101,131,800)	(23,699,114)	(21,676,076)

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	5,047,924	5,047,921	3
什器備品	1,461,690	1,461,687	3
ソフトウェア	2,015,355	1,915,995	99,360
合 計	8,524,969	8,425,603	99,366

5. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	債権金額	貸倒引当金の当期末残高	債権の当期末残高
未収金	2,790,419	0	2,790,419
合 計	2,790,419	0	2,790,419

6. 満期保有の目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有の目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
国 債 第61回利付国債	89,991,800	90,936,000	944,200
合 計	89,991,800	90,936,000	944,200

7. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内 容	金 領
経常収益への振替額	
基本財産受取利息	900,356
合 計	900,356

附 屬 明 細 書

1. 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記に記載のとおりである。

2. 引当金の明細

(単位：円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	20,967,645	708,431	0	0	21,676,076
賞与引当金	5,007,556	6,054,800	5,007,556	0	6,054,800

収支計算書

令和 3年 4月 1日から令和 4年 3月31日まで

公益財団法人石巻市芸術文化振興財団

(単位 : 円)

科 目	予算額	決算額	差 異
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
基 本 財 産 運 用 収 入	[900,000]	[900,356]	[△ 356]
基 本 財 産 利 息 収 入	900,000	900,356	△ 356
特 定 資 産 運 用 収 入	[1,000]	[304]	[696]
特 定 資 産 利 息 収 入	1,000	304	696
事 業 収 入	[471,331,000]	[462,147,474]	[9,183,526]
指 定 管 理 事 業 収 入	(430,537,000)	(423,688,485)	(6,848,515)
河北総合センター指定管理事業	68,965,000	68,964,000	1,000
遊 樂 館 指 定 管 理 事 業	81,572,000	81,572,000	0
複 合 文 化 施 設 指 定 管 理 事 業	280,000,000	273,152,485	6,847,515
芸 術 文 化 事 業 収 入	(40,794,000)	(38,458,989)	(2,335,011)
入 場 料 等	15,800,000	10,944,500	4,855,500
芸 術 文 化 事 業 受 託	24,994,000	24,365,313	628,687
共 催 事 業	0	3,068,565	△ 3,068,565
受 取 販 売 手 数 料	0	79,951	△ 79,951
雜 入	0	660	△ 660
利 用 料 金 収 入	[17,740,000]	[23,630,960]	[△ 5,890,960]
ビ シ グ バ ン 利 用 料 金	3,840,000	4,224,790	△ 384,790
遊 樂 館 利 用 料 金	3,600,000	4,518,920	△ 918,920
複 合 文 化 施 設 利 用 料 金	10,300,000	14,887,250	△ 4,587,250
補 助 金 等 収 入	[0]	[7,508,000]	[△ 7,508,000]
地 方 公 共 団 体 補 助 金 収 入	0	4,800,000	△ 4,800,000
民 間 助 成 金 収 入	0	2,708,000	△ 2,708,000
寄 付 金 収 入	[0]	[100,000]	[△ 100,000]
寄 付 金 収 入	0	100,000	△ 100,000
雜 収 入	[1,427,000]	[4,915,580]	[△ 3,488,580]
受 取 利 息 収 入	0	55	△ 55
雜 収 入	1,427,000	4,915,525	△ 3,488,525
事業活動収入計	491,399,000	499,202,674	△ 7,803,674
2. 事業活動支出			
事 業 費 支 出	[478,841,000]	[485,254,374]	[△ 6,413,374]
報 酬 支 出	1,884,000	1,884,000	0
給 料 支 出	68,248,000	67,909,200	338,800
手 当 支 出	27,080,000	23,471,705	3,608,295
臨 時 雇 貨 支 出	1,020,000	3,206,275	△ 2,186,275
福 利 厚 生 費 支 出	17,554,000	17,598,207	△ 44,207
旅 費 交 通 費 支 出	6,415,000	2,039,750	4,375,250
食 糧 費 支 出	615,000	709,811	△ 94,811
通 信 運 搬 費 支 出	1,526,000	1,486,863	39,137
消 耗 什 器 備 品 費 支 出	0	75,020	△ 75,020
消 耗 品 費 支 出	4,340,000	3,964,278	375,722
修 繕 費 支 出	3,000,000	2,054,591	945,409

科 目		予算額	決算額	差 差
印 刷 製 本 費 支 出		2,839,000	2,599,039	239,961
燃 料 費 支 出		5,355,000	9,078,385	△ 3,723,385
光 熱 水 料 費 支 出		83,920,000	101,002,220	△ 17,082,220
手 数 料 費 支 出		742,000	2,699,549	△ 1,957,549
借 上 料 費 支 出		2,071,000	6,836,960	△ 4,765,960
広 告 料 費 支 出		1,867,000	2,357,300	△ 490,300
保 險 料 費 支 出		759,000	719,630	39,370
使 用 料 費 支 出		1,041,000	1,349,218	△ 308,218
諸 謝 金 費 支 出		409,000	677,000	△ 268,000
租 税 公 課 支 出		87,000	164,800	△ 77,800
負 担 金 費 支 出		84,000	6,692,468	△ 6,608,468
委 託 費 支 出		247,545,000	226,581,174	20,963,826
雜 支 出		440,000	96,931	343,069
管 理 費 支 出	[18,510,000]	[19,105,166]	[△ 595,166]	
交 際 費 支 出		50,000	2,000	48,000
報 酬 費 支 出		684,000	846,000	△ 162,000
給 料 費 支 出		0	5,007,556	△ 5,007,556
退 職 給 付 費 支 出		1,366,000	0	1,366,000
福 利 厚 生 費 支 出		0	61,946	△ 61,946
旅 費 交 通 費 支 出		441,000	84,016	356,984
食 糧 費 支 出		0	2,224	△ 2,224
通 信 運 搬 費 支 出		140,000	233,537	△ 93,537
消 耗 品 費 支 出		370,000	334,099	35,901
修 繕 費 支 出		250,000	89,579	160,421
印 刷 製 本 費 支 出		200,000	113,080	86,920
燃 料 費 支 出		78,000	16,960	61,040
手 数 料 費 支 出		413,000	193,449	219,551
借 上 料 費 支 出		863,000	342,540	520,460
保 險 料 費 支 出		273,000	241,780	31,220
租 税 公 課 支 出	12,403,000	10,570,500	1,832,500	
負 担 金 費 支 出	88,000	18,000	70,000	
委 託 費 支 出	891,000	891,000	0	
雜 支 出	0	56,900	△ 56,900	
そ の 他 の 事 業 活 動 支 出	[0]	[17,600]	[△ 17,600]	
そ の 他 の 事 業 活 動 支 出	0	17,600	△ 17,600	
事業活動支出計	497,351,000	504,377,140	△ 7,026,140	
事業活動収支差額	△ 5,952,000	△ 5,174,466	△ 777,534	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
特 定 資 產 取 崩 収 入	[0]	[8,300,886]	[△ 8,300,886]	
積 立 資 產 取 崩 収 入	0	8,300,886	△ 8,300,886	
投資活動収入計	0	8,300,886	△ 8,300,886	
2. 投資活動支出				

科 目	予算額	決算額	差 異
特 定 資 産 取 得 支 出	[0]	[2,708,431]	[△ 2,708,431]
退 職 給 付 引 当 資 産 取 得 支 出	0	708,431	△ 708,431
積 立 資 産 支 出	0	2,000,000	△ 2,000,000
投資活動支出計	0	2,708,431	△ 2,708,431
投資活動収支差額	0	5,592,455	△ 5,592,455
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
IV 予備費支出			
当期収支差額	△ 5,952,000	417,989	△ 6,369,989
前期繰越収支差額	0	45,106,293	△ 45,106,293
次期繰越収支差額	△ 5,952,000	45,524,282	△ 51,476,282

財産目録

令和4年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)				
	現金	手元保管	運転資金として	364,701
	当座預金	七十七銀行石巻支店 No.5248591	運転資金として	84,931,695
	普通預金	七十七銀行石巻支店 No.9183612	運転資金として	2,108,680
		七十七銀行石巻支店 No.9216821		0
		七十七銀行石巻支店 No.9216839		0
		七十七銀行石巻支店 No.9254790		512,650
		石巻商工信用組合本店 No.2168404		0
		石巻商工信用組合 前谷地支店 No.2107884		486,020
	未収金			2,790,419
	前渡金			17,600
流動資産合計				91,211,765
(固定資産)				
基本財産	定期預金	七十七銀行石巻支店 No.5248591-071	運用益を管理費の財源として使用している。	137,500
	定期預金	七十七銀行石巻支店 No.3009465-001	運用益を管理費の財源として使用している。	20,000,000
	定期預金	石巻商工信用組合本店 No.2594867	運用益を管理費の財源として使用している。	10,002,500
	定期預金	石巻信用金庫あゆみ野支店 No.0505107	運用益を管理費の財源として使用している。	1,000,000
	投資有価証券	第61回利付国債	運用益を管理費の財源として使用している。	89,991,800
特定資産	退職給付引当資産	七十七銀行石巻支店 普通預金 No.9189556	職員の退職金の支払の財源として積み立てている。	21,676,076
	複合文化施設オーパンペント費用積立資産	七十七銀行石巻支店 普通預金 No.9233377	記念事業実施のための財源として積み立てている。	3,699,114
その他固定資産	車両運搬具	普通乗用車	管理運営の用に供している。	1
	車両運搬具	軽自動車	管理運営の用に供している。	2
	什器備品	電子ピアノ	公益目的保有財産として公益事業の用に供している。	1
	什器備品	草刈機	公益目的保有財産として公益事業の用に供している。	2
	ソフトウェア		管理運営の用に供している。	99,360

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
	預託金	自動車リサイクル料	管理運営の用に供している。	29,880
固定資産合計				146,636,236
資産合計				237,848,001
(流動負債)				
	未払金			36,488,557
	未払法人税等			274,200
	未払消費税等			3,839,800
	前受金			593,000
	預り金	受託事業清算金 社会保険料 プレイガイドチケット代 芸術文化事業預か金		3,068,330 950,060 451,000 4,936
	賞与引当金		当期帰属分としての職員賞与の支払に備えたもの。	6,054,800
流動負債合計				51,724,683
(固定負債)	退職給付引当金		職員の退職金の支払に備えたもの。	21,676,076
固定負債合計				21,676,076
負債合計				73,400,759
正味財産				164,447,242

令和4年度事業計画書

I 芸術文化活動の普及振興事業（公益目的事業）

1 公演鑑賞事業

(1) 複合文化施設開館記念事業

①くすぐるぞ！大人の知的好奇心！！『番外編』（3回シリーズ）

ア) 日本茶と音楽の密な関係 日本茶&チェロ奏者

日 時 令和4年6月18日（土） 午後2時開演

イ) 紅茶とクラシックの密な関係 紅茶&ヴィオラ奏者

日 時 令和4年7月5日（火） 午後6時30分開演

ウ) コーヒーとクラシックの密な関係 コーヒー&チェロ奏者

日 時 令和4年9月25日（日） 午後2時開演予定

会 場 複合文化施設 小ホール（上記3公演すべて）

入場料 500円（上記3公演それぞれ）

②松竹大歌舞伎 舞踊公演 出演：中村芝翫 他

日 時 令和4年7月21日（木） 午後2時開演

会 場 複合文化施設 大ホール

入場料 全席指定 S席 5,500円

A席 4,500円

B席 2,500円

③くすぐるぞ！大人の知的好奇心！！（3回シリーズ）

ア) スギテツ&浅野祥（津軽三味線）コンサート

日 時 令和4年11月6日（日） 開演時間未定

会 場 複合文化施設 小ホール

イ) 夏井いつき 句会ライブ

日 時 令和4年12月3日（土） 開演時間未定

会 場 複合文化施設 大ホール

ウ) 宮川彬良の童謡・唱歌の深読み

日 時 令和5年1月22日（日） 開演時間未定

会 場 複合文化施設 小ホール

入場料 3,000円（上記各公演単独料金）

7,000円（上記3公演セット料金）

5,000円（上記2公演セット料金）

④クミココンサート（仮称）

日 時 令和4年11月8日（火） 開演時間未定

会 場 複合文化施設 大ホール

入場料 未定

⑤まきあーとノエル（サクソフォン＆ピアノ クリスマスコンサート）

日 時 令和4年12月23日（金） 開演時間未定

会 場 複合文化施設 小ホール

入場料 未定

⑥市民参加型事業

ア) 萌江ちゃんと行く！夏休みバックステージツアー

日 時 令和4年7月～8月予定

会 場 複合文化施設 大ホールほか

参加料 無料

イ) 徘徊演劇「よみちにひはくれない 石巻バージョン」

日 時 令和5年3月予定

会 場 市内

入場料 未定

※令和4年4月～ 演劇ワークショップを複合文化施設で実施

ウ) 宮川彬良×Osaka Shion Wind Orchestra

※一部プログラムは一般の参加によるコンサート

日 時 令和5年3月26日（日） 開演時間未定

会 場 複合文化施設 大ホール

入場料 未定

（2）芸術文化事業

①まきあーとテラス開館1周年記念イベント

日 時 令和4年5月22日（日） 午前9時開始

会 場 複合文化施設 全館

入場料 無料

②仮面ライダースーパーライブ 2022 石巻公演

日 時 令和4年7月10日（日） 午前10時／午後2時開演

会 場 複合文化施設 大ホール

入場料 全席指定 3,300円

※KHB東日本放送との共催事業

③月明りコンサート 2022

日 時 令和4年9月予定

会 場 遊楽館コモレビフォーラム

入場料 無料

④読売日本交響楽団 創立60周年記念特別演奏会

指揮：小林研一郎／ピアノ：角野隼人

日 時 令和4年10月9日（日） 午後3時開演

会 場 複合文化施設 大ホール

入場料 未定

※読売日本交響楽団との共催事業

⑤NES BAND

日 時 令和4年10月16日（日） 午後2時開演

会 場 複合文化施設 小ホール

入場料 未定

⑥第37回石巻市美術展

日 時 令和4年10月2日（日）～10日（月・祝）

会 場 複合文化施設 小ホールほか

入場料 無料

⑦人形劇団ひとみ座公演「ふしぎ駄菓子屋 錢天堂」

日 時 令和4年11月27日（日） 午後2時開演

会 場 遊楽館 かなんホール

入場料 一般 2,000円／高校生以下 1,000円

⑧声優朗読劇フォアレーゼン

日 時 令和4年12月11日（日） 開演時間未定

会 場 複合文化施設 大ホール

入場料 未定

⑨ビッグバン寄席（仮称）（調整中）

日 時 未定

会 場 河北総合センター 文化交流ホール

入場料 未定

⑩市民参加型事業

ア) パイプオルガン体験教室等

日 時 調整中

会 場 遊楽館コモレビフォーラム

入場料 無料

イ) 第3回 石コレ ファッションショー～輝く私は60カラット～

日 時 調整中

会 場 調整中

入場料 無料

※その他 お笑いコンテスト、フラダンスフェスタ、子供フォトフェスタなどの開催を計画中。

2 移動鑑賞事業

複合文化施設開館記念事業開催などの事由から計画なし

3 育成事業

- ①学校アウトリーチ事業
- ②パイプオルガン体験講座等
- ③ホールボランティア（レセプショニスト）育成事業

4 公共施設の管理運営事業

- ①複合文化施設指定管理業務
- ②河北総合センター指定管理業務
- ③遊楽館指定管理業務

II 公共施設での管理運営事業（収益事業）

1 公共施設での管理運営事業（公益目的に該当しない事業）

- ①複合文化施設指定管理業務
- ②河北総合センター指定管理業務
- ③遊楽館指定管理業務

2 施設利用者への各種サービス

- ①受託チケット販売
- ②コピー、FAX送信サービス
- ③その他

